

藤沢市止水板設置工事補助金 申請手続きについて

申請の流れ


①（申請者）

◇ 藤沢市止水板設置工事補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、申請日の属する年度の12月末日（閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに提出してください。


◇ 市が申請内容を審査し、補助金の交付を決定するまでの手続きに4週間程度かかります。余裕をもった早めの申請をお願いします。

必要書類	対象
1 止水板設置場所の案内図及び平面図、現況写真	全員
2 止水板構造図、仕様が分かるカタログの写し、浸水防止効果証明書	全員
3 見積書又は工事見積書の写し	止水板の購入は見積書の写し 止水板設置工事は工事見積書の写し ※内訳を詳細に記載してください
4 建物の登記事項証明書	全員 ※発行日から3か月以内のもの ※写しも可
5 市税の納付状況確認同意書（第2号様式）	全員 ※申請者が使用者である場合、建物所有者又は建物共有者も記入すること
6 誓約書（第3号様式）	全員
7 建物所有者又は建物共有者の承諾書（第1号様式 裏面）	申請者が使用者である場合、建物所有者又は建物共有者からの承諾を得て申請すること
8 管理組合の代表であることを証する書類及び工事等の実施に関して議決したことを証する書類	管理組合が申請する場合（様式任意）
9 その他市長が必要と認めた書類	全員
10 委任状（第4号様式）	代理人が申請者に代わって申請するとき


②（市役所）

- 
- ◇ 申請の受付順で内容を審査し、補助金の交付を決定します。
 - ◇ 必要に応じて現地確認を行います。
 - ◇ 交付決定後、必要に応じて条件を付した止水板設置工事費補助金交付決定通知書（第5号様）を申請者宛に送付します。
 - ◇ 審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるときは、補助金を交付しないことを止水板設置工事費補助金不交付決定通知書（第6号様式）で申請者宛に送付します。


③（申請者）

- 
- ◇ 交付決定通知書を受け取ったら止水板の購入、止水板設置工事を始めてください。
 - ◇ 工事の内容を変更又は中止する場合は、変更（中止）申請の手続きが必要です。遅滞なく藤沢市止水板設置補助金交付変更（中止）申請書（第7号様式）を提出し、あらかじめ市の承認を受けてください。
- 例：設置する止水板の種類を変更する、費用が見積時から変わる、工事を中止する、等

④（市役所）

- 
- ◇内容を審査し、承認の可否について藤沢市止水板設置補助金変更・中止承認等通知書（第8号様式）を申請者宛に送付します。

⑤（申請者）

- 
- ◇ 工事が完了したら、その完了の日から30日を経過する日又は交付決定の年度の2月15日（閉庁日の場合は、直前開庁日）のいずれか早い日までに工事完了届止水板設置工事完了届（第9号様式）に必要書類を添えて提出してください。
 - （1）購入のみの場合
 - ア 止水板の設置状況写真
 - イ 購入時の領収書の写し
 - ウ その他市長が必要と認めた書類
 - （2）止水板設置工事の場合
 - ア 工事写真（工事中・竣工時）
 - イ 工事費の領収書の写し
 - ウ しゅん工図（平面図、立面図、設置図、構造図など）
 - エ 工事請負契約書の写し
 - オ その他市長が必要と認めた書類

⑥（市役所）



- ◇ 提出書類と必要に応じて現地の状況等进行检查し、合格であれば、補助金の交付額を確定します。
- ◇ 交付額の確定後、止水板設置工事補助金確定通知書（第10号様式）を申請者ご本人宛に送付します。

⑦（申請者）



- ◇ 補助金確定通知書を受け取ったら、藤沢市HPの請求書を使用し提出してください。
URL：<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/zaisei/tourokubango.html>

⑧（市役所）



- ◇ 請求内容を確認し、請求日から起算して30日以内に補助金を指定口座に振り込みます。
※口座名義人は申請者と同一の方に限ります。
- ◇ 市役所から振込完了の連絡は行っていませんので、ご自身で確認してください。